

平成 29 年 6 月 12 日

第 6 回
議 事 録

小国町農業委員会

平成29年第6回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年6月12日（月）午後1時30分から

2. 開催場所 小国町役場 2階 中央会議室

3. 出席委員（11名）

会 長		北里 耕亮
会長職務代理者	1 番	高村 夏規
委 員	2 番	北里 千尋
	3 番	北里 隆泰
	4 番	安武 聖
	5 番	佐藤 仲子
	6 番	宮崎 博美
	7 番	石松 丈多郎
	8 番	阿南 美穂
	9 番	明里 孝良
	10 番	松岡 克明

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地利用状況調査による非農地通知について
（関係委員 7番 石松委員）

第3 議案第2号 農地利用状況調査による非農地通知について
（関係委員 7番 石松委員）

第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による農地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄
事務局主事 北里 沙耶花

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から平成29年第6回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は11名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北里会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、5番 佐藤委員 7番 石松委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の北里さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 次に、日程第2 議案第1号「農地利用状況調査による非農地通知について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第1号です。非農地通知書(案)ということで、会長名で下記の文書を出す予定でございます。平成29年6月12日の農業委員会の総会において、貴殿が所有する下記土地は農地法第2条第1項の農地に該当しない旨判断しましたのでお知らせします。このため、下記土地の登記について、登記簿地目の変更登記を行うよう要請します。なお、農業委員会は、下記土地について、農地基本台帳を整理するとともに、併せて市町村等関係機関に対し、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することを申し添えます。ということで、土地の所在は

黒淵金了庵になります。地番は以下のとおりでございます、地目は畑、登記簿も畑、現況は農地としての再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（山林・原野）、面積は809㎡、登記簿も809㎡です。参考資料として別紙資料をご覧ください。2ページに地籍で取り寄せた図面を付けております。色がグレーになっている所が当該地でございます、現地の写真が3ページになります。大木がありますが、この部分ではなくて、その先に見える竹林の部分でございます。一番最後のページに小国町のどこに位置するかということで、議案1号の土地については記載の通り、矢印がついているあたりでございます。簡単ですが、以上で終わります。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、黒淵地区担当の石松委員から報告をお願いします。

7 番 　　先日、私と北里委員と事務局の2人と現地に行ってきました。写真のように周りが山林で、竹がびっしりと生えていました。農地としては無理な状況と思われれます。皆様のご審議お願いいたします。

議 長 　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

5 番 　　この土地の所有者は、小国町にいませんよね。

事務局 長 　　はい、小国の方ではありません。窓口として森林組合がこの方と接触を持っていて、住所はそちらから把握できております。

3 番 　　別紙の資料の確認ですが、非農地通知（案）の面積は809㎡で、地籍の図面の面積は247㎡となっているが。

事務局 長 　　黒淵が地籍から登記簿に反映されるまでの途中でして、現場の地籍図は完了しておりますので、わかりやすいという意味で地籍図を使っております。地籍の実測の面積は247㎡ということですが、ただ、まだ法務局のほうでは変わっていない

いので、現在の台帳と登記簿は809㎡となっています。

議 長 集落はどこが近いですか。

7 番 西蓬莱から小屋に入って、1軒家が建っていますが、その裏あたりになります。

議 長 それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、日程第3 議案第2号「農地利用状況調査による非農地通知について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長 議案第2号、非農地通知書(案)でございます。平成29年6月12日の農業委員会の総会において、貴殿が所有する下記土地は農地法第2条第1項の農地に該当しない旨判断しましたのでお知らせします。このため、下記土地の登記について、登記簿地目の変更登記を行うよう要請します。なお、農業委員会は、下記土地について、農地基本台帳を整理するとともに、併せて市町村等関係機関に対し、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することを申し添えます。ということで、土地の所在は黒淵星ヶ太郎になります。地番は以下のとおりでございます。地目は田、登記簿も田、現況は農地としての再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(山林・原野)、面積は588㎡、登記簿も588㎡です。別紙資料の4ページをお開きください。5ページに現場の地籍図が付けてあります。現場の状況は6ページに写真が付けてありますが、非常に山に囲まれた状態の中で、この藪の向こう側が現地でございますが、中に踏み込んで写真が撮れなかったもので、7ページに航空写真を付けてあります。対象地と矢印を付けてありますが、見て分かるようにすべて森

林で覆われた場所でございます。位置関係では最後のページの地図の記載の通りでございます。簡単ですが、以上で終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、黒淵地区担当の石松委員から報告をお願いします。

7 番 第1号議案と同じ日に確認に行きました。道路から50～60m入った所の上の部分でして、写真でも周りが山に囲まれています。現地に入る道もありませんでした。航空写真で見ると、対象地の右下が上滴水です。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

10 番 この地区の地籍は終わっているのですね。

事務局 長 測量等は終わっています。

10 番 まだ法務局には出していませんか。法務局は、おそらく確定したものでないと受け付けないので、この非農地通知を持って行っても受け付けてもらえないかもしれない。法務局は、まだ字図しか持ってない状況だから、食い違いが出るのでは。

事務局 長 この図面は、地籍や森林組合と協力して付けさせていたっているものなのですが、地籍の測量が終わっていなければこの7ページの地籍図も付けられないわけですけれども、他の大字と比べたら地籍は進んでいると思われれます。

すみません、後で説明しようと思っていた資料なんですけれども、この流れで今説明させていただきます。タイトルが、「非農地通知により地目変更の登記申請をされる方へ」の資料です。これは、熊本地方法務局がホームページに載せているもので、小国町農業委員会で非農地通知をするにあたって資料として説明させていただいていいですかと確認を取ったものでございます。ここに、農業委員会で非農地通知をした

後の流れが書いてあります。登記されている土地の地目に変更があった場合は、土地の地目変更の登記申請を行う必要がありますとのことでございます。地目変更登記は、登録免許税がかかりませんということと、申請されてから登記が完了するまで1週間から2週間かかるということです。フローチャートで登記申請の流れが書いてございます。非農地通知書の申請者の住所・氏名を確認し、変更がなければそのまま申請書に記載、変更があるならば住民票をとったり、相続が発生している場合は戸籍をとったり、人によってここは違います。次に申請書に記載するとありますが、申請書は法務局に用意してございます。それに、農業委員会が発行する非農地通知書を付けて提出し、登記完了証を受け取る流れとなります。資料めくっていただいて、申請書の書き方等として、非農地通知書の住所・氏名と現在の住所に違いがないか確認してくださいとか、その人に応じたパターンが書いてあります。前回、松岡委員からも非農地通知書を受け取った後の流れがわかるものを、とのことでしたので、確認したら事務処理は法務局で対応しているとのことでしたので、資料を付けさせていただきました。法務局の事務なので農業委員会が意見することはできません。ただ、積極的に登記簿まで変える努力をなささいというのが法律上、農業委員会の事務にも謳われていますので、非農地通知書を決定させていただき、通知を出す際にはこの流れがわかる資料と一緒に同封させてもいいと法務局には確認が取れています。人によっては、非農地通知書だけで変更ができる人もいますし、他に住民票等の添付書類が必要な方も出てくると思います。

10 番 手続きはわかったんですけど、法務局との段階が違うから大丈夫かなと思ったんです。

事務局長 本来、時間が経てば法務局も面積等も変わるんですが、今回の案件は森林組合の土地の売買の関係で、どうしても急いで地目を変えたいとのことでしたので、タイムラグの少ない非農地通知書での処理ということになりました。

10 番 地籍は、この通り立会いまで終わったからこれでお願いしますと書類を法務局に出す。これを、法務局は100%受け

付けるわけではないです。内容を調査する時間が必要になるから、1年とかかかるわけです。現在、法務局はまだ作業中ということになるから、確認中であって、変更にならない可能性もある。ということは、法務局は現在は字図と登記簿で確認しているから、こっちが地籍後の資料を持って行っても受け付けてもらえない可能性があるのではないですか。

事務局長 今回は、面積も登記簿通りの通知ですが、地目の変更だけでもそういう扱いになりますか。

10番 そうではないかと思う。法務局にはまだ字図しかなくて、それによって確認しているわけだから。

事務局長 わかりました。その部分についてはまた法務局に確認を取ってみます。農業委員会としては、現況と違うことを複数の農業委員さんで確認してという所定の流れを踏んで、農業委員会で決定して、農地台帳を変更する、本人に通知を出す、本人が登記簿を変更するように促すようにしないといけないのですが、そこから先は強制力はないので、農業委員会としてできるのはそこまでかなと思っています。

3番 初歩的な確認なのですが、地籍が終わって、まだ登記が終わってない。地籍図は現況で山林になっていますよね。地籍図は現況で出てくるわけですね。例えば、地籍も登記関係も終わって、現況が山林ならば登記簿上も山林になっていくということですか。

事務局長 地籍調査の法があって、境界の確定、地目の確定、所有者の確定をする権限があるようです。本人と関係者等、閲覧して確認を取った上で、面積等、現況にあうようになっていきます。しかし農業委員会としては、経営移譲年金の絡みがありますので、現況が変わっていても、農業者年金の方がそれではいけないことがありますので、情報だけはいただいています。いただいています、それをひっくり返す権限まではありません。

 そして農業委員会では法務局の登記簿変更の情報を、年に1度、農地台帳に取り込む作業があります。それによって毎年い

くつか現況が農地から山林などに変わって、農地台帳からなくなっていきます。今回の案件は、それを待っていると時間がかかるからということです。

3 番 松岡委員が言っているのは、その法務局での登記簿の変更が100%変わるわけではないということです。

事務局長 現地確認はランダムで行っているという話は聞いています。

議長 非農地通知書は何に使用できるんですか。

事務局長 地目変更だけです。

議長 それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定しました。

議長 次に日程第4 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第3号です。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。平成29年6月12日提出です。

番号1番です。農地の所在は上田、登記簿 田、現況 田、面積390㎡の1筆でございます。利用権を設定する者、受ける者は以下の通りでございます。利用目的は田。期間は2年11ヶ月、10a当たり60kgの物納です。期間に端数がありますのは、先月の農業委員会総会にかけたぶんに、当事者間で筆に漏れがあったようでして、今回のぶんに前回のぶんに終期を合わせるものでございます。詳しくは、別紙資料をご覧ください。受け手の農業経営の状況としましては男、

50歳、農作業従事日数310日。主なものは米、世帯構成は男3人、女4人です。

続いて、番号2になります。農地の所在は北里、登記簿 田、現況 田、面積5,296㎡の6筆でございます。利用権を設定する者、受ける者は以下の通りでございます。利用目的は田。期間は7年となっておりますが2年に訂正をお願いいたします。10a当たり75kgの物納です。別紙資料にて詳しい受け手の情報がございますが、再設定ですので説明は省略させていただきます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

3 番 番号2の期間は2年ですね。

事 務 局 長 はい。

10 番 番号1ですが、ここは法人化を進めている土地になりますが、期間はこれで良かったですか。これは本人たちの合意なので、また法人化の時に、合意解約すればいい話ですが。

事 務 局 長 法人化推進員の方より、上田3、4、5部の利用権設定の情報を提供してほしいということで依頼が来ています。終期等を確認して地域の中で合意解約等を進めたいということで話がきています。この案件は、前回提出の分の漏れなので、今回はあげさせていただきました。法人化の動きがあるのは当事者には伝えてはいます。ただ、最終的には合意解約を出していただくことになると思います。

議 長 それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第6回
総会を閉会致します。

平成29年第6回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するた
めここに署名する。

5 番

7 番